

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況と検証について

平成 23 年 5 月 11 日

人権・同和対策課

鳥取県では、平成 21 年度から、人権尊重の社会づくり相談ネットワークを「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の中に位置づけて、県民からの人権相談に総合的に対応し、人権相談員からの助言、各種専門家の支援、関係機関との連携などを行いながら、相互の理解と自主的な取組によって解決の促進を図っている。

この相談ネットワークのしくみは、旧通称人権救済条例に代わる措置として設けたものであり、(同条例は平成 21 年 3 月で廃止) また、人権救済条例見直し検討委員会から提言のあった、個別条例(公務員、子ども、差別)を制定しての救済制度についても、この相談ネットワークで対応できているのか、その有効性・代替性について一定の時点で検証をする必要がある。

運用状況について

1 相談件数等・別添のとおり

2 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
整理・関係機関への伝達 相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進	労働者(退職)	相談内容を整理し県労働委員会での対応の可否を確認。その後、県労働委員会へあっせん申請。申請後も専門相談員(弁護士)が助言するなど、継続して支援し、解決を促進
	子ども(教員の指導)	相談内容を整理し県教委に伝達し、対応を要請。学校側と相談者で話し合いがされ、相談者が納得
第三者として当事者に伝達 相談内容を第三者として冷静に伝達し、問題への対応を促進	疾病(医療サービス)	相談内容を病院側に伝達し、対応を依頼。改善が図られるとともに、当事者間で冷静に話し合いがされた。
	疾病(施設内禁煙)	相談内容を施設管理所管部署へ伝達し、対応を要請。施設管理所管部署が検討の結果、相談者の意向にそった対応を実施
	障がい(福祉サービス)	相談内容を施設側に伝達し、当事者での協議の場の設定等を要請。その結果、施設の福祉サービス第三者委員による協議等がもたれ、解決を促進
	公務員(個人情報保護)	相談内容を問題があったとされる公務員の属する自治体へ伝達。自治体が事実関係を調査し、解決を促進
関係機関等への助言 福祉施設職員等へ対処方策を助言して解決を促進	労働者(退職)	相談者(福祉施設管理者)に傷ついた職員への対処方法を助言するとともに、福祉施設での人権研修の開催を要請
	高齢者(福祉サービス)	相談者(地域包括支援センター職員)に養護老人ホーム利用者の処遇方法等について助言するとともに、県福祉保健局へ相談内容を伝達し、相談者が相談できる環境を整備
	障がい(家族による虐待)	関係機関が集まって対応方針を検討する会議に参加してコーディネーター的役割を果たし、機関ごとの支援方針を明確にした。その後、関係機関がこの方針に基づく支援を実施し要支援者の問題の解決を促進
必要な情報の提供 問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供	障がい(将来の生活設計)	問題を整理し、課題ごとに支援制度、相談先等を情報提供。これに基づき相談者が関係機関に相談し問題の解決を促進
	女性(離婚)	離婚手続きや検討課題、相談先等を情報提供。相談者双方が話し合い、情報提供相談先等を活用して、問題の解決を促進

3 専門相談員の相談事例

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
弁護士	女性（離婚）	協議離婚や裁判離婚などの方法、慰謝料の額等を助言するなど、解決を促進
弁護士	労働者（退職）	パワーハラスメントによる退職については、手続きが必要であり、登記等をよく確認するよう助言
弁護士	労働者（退職）	解雇に関する請求額の妥当性について助言。慰謝料の額には幅があり、妥当性の判断は難しい
弁護士	その他（町内会費）	町内会費値上げの理由が神社の維持費を支出するためということは、信教の自由を侵害するもので違法である旨助言

検証について

上記の相談事例に掲げるとおり、他機関の協力も得ながら、専門相談員の活用も含めて、人権相談員が中立的な立場で、懇切、丁寧にかつ、機動的に各種相談の解決に向けて対応している。

旧条例の人権侵害救済推進委員会の権限であった、また、個別条例で想定される救済委員会（例えば「子どもの権利委員会」）が持つであろう救済機能である「助言」、「関係機関の紹介」、「当事者間の関係調整」などの機能を果たしている。

人権相談員は、調査、勧告、公表などの権限はないものの、現状で、おおむね相談者の満足を獲得しているものとする。

今後とも、この相談ネットワークの利点を生かしながら、引き続き、成功事例を積み重ねていきたい。

（参考）「相談者の満足が得られていない相談事例」

- ・人権相談員は、権限や強制力を持って私人間の仲裁をしたり相手方への謝罪を求めることは難しいと聞いて、電話を切ったり、あきらめる事例
- ・人権相談員が紹介しようとした機関が加害者側に立つ機関では役に立たないと理解された事例
- ・人権相談員が関係先を紹介しようとしたり、関係先へ伝達することを提案しようとする「そこまではよい」と言われ、傾聴で終わる事例（話が大量になるのを相談者が忌避するためか。） など

今後の課題について

（１）相談ネットワークの周知

相談ネットワークの存在について、より一層の周知を図るため積極的な広報活動に努める。

（２）相談後のフォローアップ

助言、情報提供後の状況の把握に一層努めるなど、相談者に対する更なる継続したきめ細かな支援を行う。また、関係機関等との連携を密にすることにより、相談事例を可能な限り解決に導いていく。

（３）専門相談員の積極的活用

専門相談員の積極的な活用に努め、相談者支援の充実を図る。（ケース会議への専門相談員の参画、定例専門相談日の設定 など）

（４）個別条例の必要性の検討

個別条例（公務員、子ども、差別）を制定しての救済制度についても、引き続きこの相談ネットワークの検証（有効性・代替性）を行うことにより、必要性の検討を行う。

人権相談窓口における相談の状況について

平成20年4月から平成23年3月までに、人権相談窓口へ寄せられた相談の概要は、次のとおり。
(平成20年度は予算措置のみによる試行)

1 相談件数

受付機関別

	H20 年	H21 年	H22 年
人権局	115	120	106
中部県民局	24	36	33
西部県民局	54	108	157
計	193	264	296

相談形態別

	H20 年	H21 年	H22 年
面接	100	111	122
電話	89	145	164
封書等	4	8	10
計	193	264	296

2 相談内容

分野別

	同和 問題	外国 人	障が い	子ど も	女性	高齢者	公務員に よるもの	労働者	疾病	その 他	計
H20 年	3	0	28	12	13	12	27	50	2	70	217
H21 年	6	6	54	13	25	30	47	39	11	69	300
H22 年	10	3	101	9	15	14	83	27	32	50	344

相談一件であっても相談内容により複数の分野に計上

行為類型別

	差別 表現	落書 き	インタ ーネッ ト	就労 (募集 採用)	就労 (左 以外)	虐待 (身 体的)	虐待 (心 理的)	虐待 (性 的)	虐 待 (経 済的)	虐 待 (裕 外)	サー ビス 提供	就学
H20 年	6	0	2	6	61	5	6	1	0	1	10	0
H21 年	8	1	1	4	32	7	28	1	6	4	49	4
H22 年	9	0	9	0	20	5	14	1	3	1	115	0

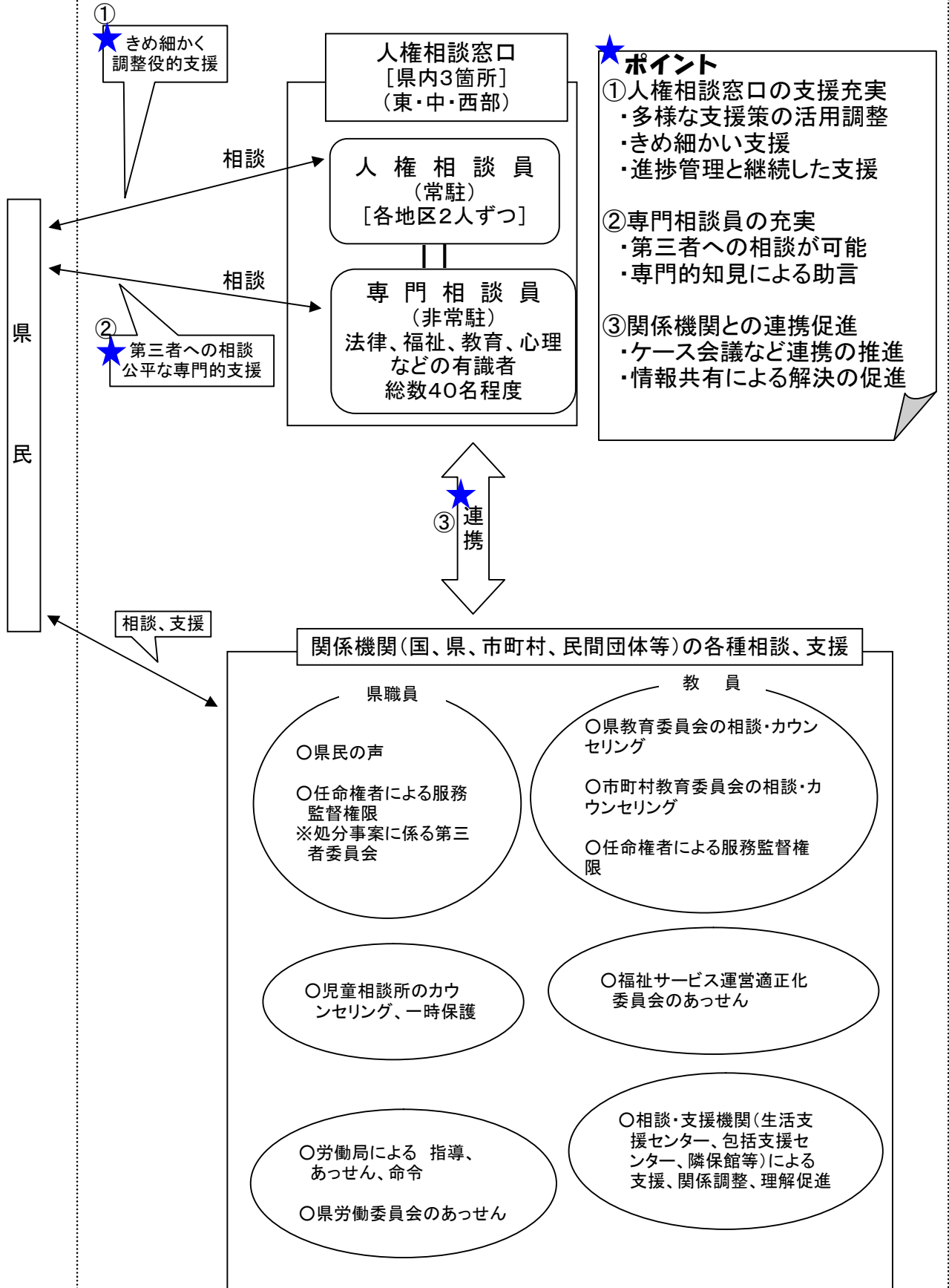
	プ ラ イ バ ー	居住・生 活の安全	報道 被害	誹謗 中傷	嫌が らせ	いじ め	セク ハラ	性犯 罪	結婚 差別	賃貸 拒否	その 他	計
H20 年	5	14	2	14	2	6	2	0	1	1	83	228
H21 年	7	32	2	35	39	23	4	1	1	1	64	354
H22 年	16	74	1	22	85	27	0	1	0	0	17	420

相談一件であっても相談内容により複数の行為類型に計上

3 相談窓口の対応状況

	情報提供・ 助言	他機関(県の 機関)紹介	他機関(県 以外)紹介	その他 (傾聴など)	計
H20 年	117	20	17	39	193
H21 年	178	24	13	49	264
H22 年	211	14	6	65	296

人権尊重の社会づくり相談ネットワーク



人権相談ネットワークまでの経緯

H14年6月	片山知事、県議会一般質問に対し地方レベルの人権救済制度の必要性を表明
H15年6月	人権救済制度導入検討経費を計上
H15年9月～	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会に、制度のあり方、条例案の検討を諮問
H16年8月	人権救済制度の概要について常任委員会報告及び県民意見募集 15日間：59件（反対意見数件：独立性の確保、公表の有効性等について）
H16年11月	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会において最終審議
H16年12月	「鳥取県人権救済手続条例」を知事提案（12月1日） 鳥取県弁護士会が会長声明を発表（12月7日） 会派「信」が「鳥取県人権救済手続条例案」を提案 知事案、会派「信」案ともに継続審査
H17年10月	9月議会で「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」を議員提案（10月5日） 鳥取県弁護士会会長が声明を発表（10月8日） 条例可決（知事提案条例案は審議未了廃案）
H17年12月～ H18年1月	鳥取県弁護士会が条例施行規則の検討委員会への会員派遣を拒否（12月） 「人権条例に関する懇話会」（計2回）を開催 指摘された主な意見 <ul style="list-style-type: none"> ・立法事実の確認が必要 ・人権侵害の定義があいまい ・救済の実効性を図る間接強制手段（過料、勧告、公表）の妥当性が疑問 ・表現の自由、報道の自由の侵害のおそれ ・適正な手続保障に欠けること ・行政機関による人権侵害の救済が不十分 ・人権救済委員会の独立性が確保されていないこと
H18年3月	片山知事、2月議会に「停止に関する条例」と見直し事業費予算を提案し、成立。 見直し事業費について「検討の過程の透明性、公平性を確保しながら見直しに要する期間は必要最小限とし、速やかに実効性のある条例を施行すること」との附帯意見
H18年5月～ H19年11月	人権救済条例見直し検討委員会の検討（計18回） 人権救済条例見直し検討委員会が意見書を提出 見直しの方針案（案1）公務員による人権侵害に限定した人権救済条例 （案2）子どものための人権救済条例 （案3）差別行為に限定した差別禁止条例 （案4）相談機能、紹介機能、施策提言機能を充実する案
H19年12月～ H20年12月	上の意見を受けた対応について「人権救済に関する庁内検討会議」で検討（計14回）
H20年4月	人権相談窓口業務開始（人権局、中部県民局、西部県民局）
H21年4月	人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる相談者への支援開始 <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の社会づくり条例で根拠づけ ・人権救済条例等の廃止

人権救済条例のポイント

人権侵害の禁止

○人種等を理由とする差別的取り扱いや言動、社会的信用を低下させる目的で公然とひぼう・中傷する行為などは人権侵害として禁止されます。

人権侵害救済推進委員会

○議会の同意を得て知事が任命する5人の委員からなる人権侵害救済推進委員会を設けます。

人権侵害に対する救済手続

- 委員会は、人権侵害を救済するため県民の相談に応じます。
- 委員会は、当事者等に聞き取り等任意の調査への協力をお願いし事実関係を確認します。委員会は調査した結果を当事者に書面で通知し、これに不服があるときは再調査を申し立てることができます。なお、人権侵害の救済の実効を図る趣旨から、事案の当事者が正当な理由なく調査に協力していただけないものと認められる場合は、弁明の機会を経て5万円以下の過料が科される場合があります。
- 委員会は、人権侵害を救済するため必要があると認めるときは次の救済措置を講じます。
 - (1)人権侵害の被害を受けたかたなどに対し助言、関係機関の紹介等の援助を行うこと。
 - (2)人権侵害を行った者等に説示、人権尊重理念の啓発等の指導を行うこと。
 - (3)被害者等と加害者等の関係を調整すること。
 - (4)犯罪に該当すると考えられる人権侵害について告発すること。
- 生命、身体に危険を及ぼす行為、公然と繰り返される差別的言動等重大な人権侵害が現に行われ、被害を救済するために必要な場合には、委員会は上記の救済措置を講ずるほか、人権侵害をやめることを勧告します。この勧告が受け入れられないときで重大な人権侵害が行われた場合は、必要な限りにおいて、委員会はその旨を公表することができます。なお、この勧告・公表はいずれも実施前に当事者の弁明の機会を設けます。

人権救済手続きの流れ(概略)

人権相談
当事者の自主的解決に向けた取り組みの支援、専門機関の紹介

調査
申立て等に基づいて調査
(調査結果に不服があれば再調査、正当な理由のない協力拒否には弁明の機会を経て過料)

説示・啓発
助言・紹介、説示・啓発、関係の調整、犯罪事案の告発等

※生命等に危険を及ぼす行為、公然と繰り返される差別的言動、ひぼう若しくは中傷等の重大な人権侵害が行われた場合に必要であると認めた場合のみ

勧告・公表
弁明の機会を提供したうえで人権侵害をやめることを勧告(正当な理由なく従わない場合は、弁明の機会を提供したうえでその内容を公表)

条例の適用上ポイント

この条例では、①委員会が調査などを行う場合は当事者双方の自主的な解決に向けた取り組みを促進すること、②個人情報保護に配慮すること、また③報道機関の報道または取材の自由その他の表現の自由を最大限尊重しこれを妨げてはならないことが定められています。

また、条例を適切に執行するためには、委員会の委員に、法律に明るく人権意識の高い人を任命することが重要です。条例成立後に寄せられた多くの懸念は、委員にふさわしい人を選ぶことで解決すると考えますが、それでも条例を運用してみても都合があれば見直しを行うことも必要であり、そのためにも県民の皆さんや、その代表である議会のチェックが欠かせません。

なお、この条例は、延長その他の所要の措置が講じられないときは、4年間(平成22年3月31日)で効力を失います。

※人権救済条例の全文やQ&A集を、県の公式ホームページ「こりネット」に掲載しています。
インターネットURL
<http://www.pref.tokushima.jp/jinken/jourai.html>

問合せ先 県庁人権推進課

電話 0857-267590

鳥取県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の本質にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らすすべての者の責務)

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。

- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権に関する相談)

第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介

(3) 関係機関と連携した相談者の支援

(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第8条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 略

下線は、平成21年2月県議会提案条例による改正部分（施行：平成21年4月1日）

知事議会答弁（山田議員一般質問；21. 3. 13）（抜粋）

（山田議員） 子供の人権救済に関する条例等、検討委員会が示した3つの課題について、きちんとこれらの課題に向き合っていくことが必要だと思うが、いかがか。

（平井知事） また、新しい課題として見直し検討委員会の中で示された3つの課題というか、人権の領域があるという話がありました。

これも私どもの相談ネットワークの中でそれぞれにまずは対応できるだろうし、強権的などといいますか、行政がコミットメントを強くやることではない、ソフトなアプローチとしては可能なアプローチはできるだろうと考えております。ただ、藤井議員の代表質問にもお答えを申し上げましたが、シャットアウトする、議論をこれでやめてしまうということは私どもは考えていません。やっぱり歩み続けるということが大切だと思っております。相談をいただきながら、そしてそれを一つ一つ解決をしていきながら、やっぱりこれは別途の条例の措置が必要だということに我々実務的にも思いが至るかもしれませんし、議員の皆様からご覧いただいて、いやいややはりそうした課題にこたえる別の条例をつくろうではないかという議論があってもいいと思いますし、それこそ弁護士会などで子供の人権について考える条例もあってもいいのではないかという御提言があるかもしれません。これは社会の基本ルールにかかわることでもありますから、広く議論を起こして検討していただくのは、大いに結構だと思います。

ただ、今回はいろいろと検証させていただいた結果、相談ネットワークでひとつ大きな解決を図ろうではないか、ですからここで一応の整理をさせていただいて、従来の救済条例のやり方について検討してきた流れはいったんここでターニングポイントにさせていただきたいというのが今回の趣旨でございます。

* 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正（「相談ネットワーク」を同条例に規定）及び人権救済条例の廃止を提案した平成21年2月議会での答弁